

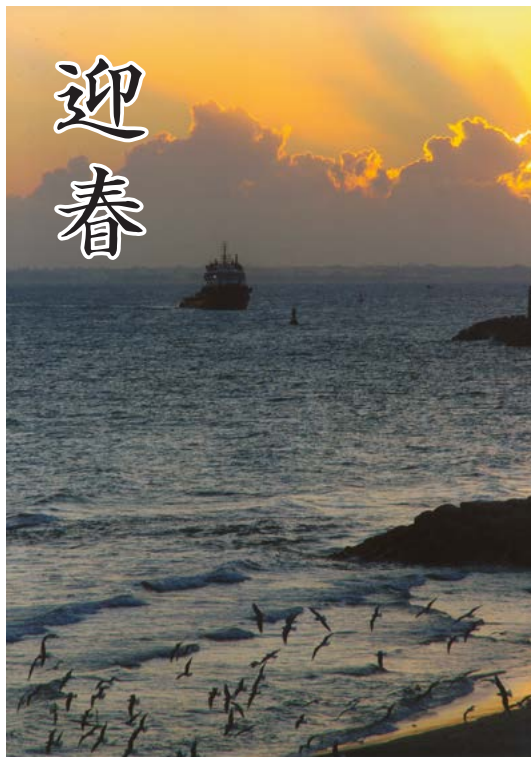
SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N587
2020・1・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- 福島第一原発事故に対するたたかいはどこまで進んだか…………… 笹山尚人
2020年を現行憲法が輝く年にしたいー憲法を身近に感じられるあすわかグッズの活用を！…………… 諸富 健
- シリーズ 誰のためのオリンピック?② 晴海選手村土地投げ売り住民訴訟…………… 淵脇みどり
ロースクールの実情と法曹養成 理念と大きくかけ離れた法曹養成システムの実態…………… 倉重 都
- シリーズ 憲法を知るための12冊 清水雅彦著「9条改憲48の論点」…………… 大山勇一
- 【議長ひとくちトーク】
プチ贅沢があなたの未来を豊かにする～平日に地元のホテルに泊まって心身のリフレッシュを～…………… 北村 栄
- 【第2回常任委員会 特別講演】次世代の法律家に語りたいこと②…………… 梓澤和幸
- 〈第50回司法制度研究会報告〉50年前の「司法の危機」を知り、現在の危機を乗り越える…………… 大山勇一
- 〈司法制度研究会に参加しての感想〉鷺野忠雄弁護士の特別報告をお聞きして…………… 辻田 航
- 2019年度第3回常任委員会（冬のミーティング・滋賀）開催
- 特別講演「次代を担う皆さんにお伝えしたいこと～弁護士としての矜持、弱者に寄り添う原点～」
 - 若手弁護士向け企画「過労死事件を通じて学んだこと、弁護士を続ける上で得た大切な糧～具体的な事例を踏まえて～」
 - 地元企画「日野町事件再審請求」 オプションツアー「外輪船「ミシガン」で行く！琵琶湖周遊クルーズ」
 - あいちトリエンナーレ「表現の不自由展・その後」への公権力の介入、補助金不交付決定に抗議する決議



チュニジアの朝明け

福島第一原発事故に対するたたかいは どこまで進んだか

東京 笹山 尚人

一 原発事故被害に対応するたたかいは どこまで来ているか

東日本大震災の発生から間もなく九年が経とうとしている。福島第一原発事故は、戦後最大最悪の公害と言われる被害をもたらした。放射性物質の被害から逃れるため、避難を余儀なくされ、ふるさとを喪失した人は、一〇万人を超えると思われる。ふるさととは放射性物質に汚染され、将来にわたって戻ることが困難となった場所も数多い。二〇一一年の秋、縁があつて、私は立ち上がったばかりの福島原発被害弁護団の活動に参加した。当弁護団の活動の一つである、「避難者訴訟」は、その第一陣が、二〇一九年二月二日に結審し、二〇二〇年三月二日に仙台高裁で判決を迎える。ここが山場の一つである。

この結審と判決の展望については、既に平松真二郎会員が詳細な報告を寄稿している（「青年法律家」五八四号）。

そこで本稿では、もう少し視野を広げて、福島第一原発事故被害に対するたたかいがこの九年でどこまで進んだのかについて若干の考察をする。

もちろん、原発事故被害に対するたたかいは、訴訟の場だけで行われていない。しかしここでは、私たち法律家の職能を生かす場である訴訟、とりわけ損害賠償請求訴訟のうち、集団訴訟としてた

たかわれているものについて絞って考える。

二 訴訟の状況

集団訴訟の数は、全国で三〇を超えている。原告数は、およそ二万二千人と言われている。事故の被害者が、全国散り散りに避難したため、全国各地の裁判所でたたかわれることとなった。

これまで、二〇一七年三月十七日の前橋地裁判決を皮切りに、二〇一九年二月十七日の山形地裁判決まで、二二の地裁判決が下されている（前橋、千葉（二陣）、福島（生業訴訟）、東京（小高に生きる）訴訟）、京都、東京（首都圏訴訟）、福島地裁いわき支部（避難者訴訟一陣）、千葉（二陣）、横浜、松山、名古屋、山形）。すべて高裁にたたかいが進み、高裁では、二〇一九年三月二日に「避難者訴訟第一陣」の仙台高裁が初の判決を下し、翌週の二七日には「小高に生きる」訴訟の東京高裁が判決を下し、生業訴訟も二〇二〇年二月二〇日に結審して二〇二〇年の夏頃に判決が出るのではないかと、という見通しである。

さて、一連の地裁判決の評価であるが、率直に言つて、「厳しい」と言わざるを得ない。

福島原発事故賠償の訴訟では、被害者の損害が正しく評価されたかという「損害論」、事故を引き起こした国と東電の責任は断罪されたかという「責任論」が二本柱の論点になっている。

このうち損害論については、国が定めた賠償基準である「中間指針」が不十分であるということでは、これまでいずれの判決でも一致していた。しかし、判決が求める賠償の水準は、「中間指針」をわずかに超える程度の内容で、その評価は、被害者の困難や苦痛を正当に評価したとは言えなかった。とりわけ、国が一方的に設定した区域外から避難した原告や区域外に滞在したままの原告に対する評価には極めて厳しいものがある。最新の山形地裁判決は、ついに、「中間指針」を一步も出ない損害評価を下した。

責任論にも不穏な空気が流れている。最初の前橋地裁判決が国の責任を認め、二〇一七年一〇月一〇日の生業訴訟・福島地裁判決が、厳しく国の責任を断罪して、その後も国の責任を肯定する判決が続いた。しかし、その後国の巻き返しも始まり、二〇一九年に入ってから、千葉二陣、名古屋、山形の判決でいずれも国の責任を否定する判決が続いている(国が被告になっているのは一〇判決で、国の責任の肯定例が六件、否定例が四件と拮抗しつつある)。

三 私たちの巻き返しはどのようあるべきか

このように福島原発事故に対するたたかいは、国の責任を肯定させ、中間指針ではまかないきれない損害があるという評価を与えつつあるという

点で成果をあげており、全国の訴訟団の関係者の尽力は大いに評価されるべきである。

しかし、「青年法律家」五八六号の伊東達也論文にあるように、原発事故被害はなかったこと、終わったことにされ、被害回復が置き去りにされようとしている。それは、国策として原発再稼働を進めたい政府によって、「復興五輪」の名のもとに被害を覆い隠そうとする圧力に基づくものである。この圧力は相当に大きいものであり、私たちのたたかいは極めて厳しいものがある。

この局面での巻き返しを行うには、一つにはよい良い判決を勝ち取る尽力が必要である。全国の集団訴訟は、まだまだ地裁判決が続くし、私たちの避難者訴訟一陣の仙台高裁を皮切りに高裁判決も続く。これらの判決でできるだけ高水準の賠償と、国の責任を肯定させる流れを勝ち取っていく尽力がまずもって基盤として必要であろう。

さらに決定的なのは、世論を私たちの味方につけることである。この点で、当弁護団が担当してきた避難者訴訟一陣・仙台高裁判決、「小高に生きる」訴訟東京高裁判決後の動きが重要と思われる。仙台高裁での私たちの主張立証は、まさにできることはすべてやり切ったといえるものだった。裁判所もまた、それに意欲的に応える審理をした。そんな全国初の高裁判決は、全国の訴訟に影響を与え、一定の峰を作るものになると思う。こ

の一定の峰をもとに、全国に避難している全ての避難者に対する賠償の水準をつくるべし、の波を作っていくたい。

そのためには、単純に高裁水準の賠償を実現せよとの要求を掲げるだけでは不足である。賠償だけが事故の被害回復や復興のために必要なことではない。被害者の皆さんの素朴な願いは、事故前のふるさとを取り戻すこと。その願いを形にするために掲げるべき要求、例えば将来の医療体制の確立など、そうした要求はまだまだあるのではないか。そうした要求をたてて訴えてこそ、世論は、味方をしてくれるのではないか。

復興五輪の名のもとに福島の被害を覆い隠すこととは許されない、事故被害者の被害はまだ確かにある、その被害回復のための要求を実現もしないで、このまま原発政策を進めることは許されない。そうした世論を巻き起こせるか。メディアや国会での議論をどれだけ作っていくか、また何より、被害者自身の被害の告発の取り組みがまだまだ必要な状況と言えるだろう。私たち青法協会員には、そうした視線を被害者や支援者との間に広げる努力を、現場から巻き起こし、被害者の人権回復の議論をリードする責任があると思われる。

二〇二〇年を現行憲法が輝く年にしたい —憲法を身近に感じられるあすわかグッズの活用を!

京都 諸富 健

立

憲主義を根底から覆す自民党改憲草案が発表されたのが二〇二二年四月。その年の二月に自民党が政権に返り咲きました。あの危険な改憲草案が現実のものになるかもしれない、そんな危機感を覚えた当時二〜四年目の若手弁護士が二〇二三年一月に立ち上げたのが、明日の自由を守る若手弁護士の会(通称…あすわか)でした。現在、会員数は七〇〇名を超えています。

あすわかの内は、あまり関心のない人(とりわけ若い層)にも憲法の大切さを伝えること。そのために、イラストレーターの大島史子さんによるかわいいイラストのリーフレットを作成し、立憲主義を分かりやすく解説する紙芝居も作りしました。紙芝居は今でも好評で、会員の中にはこの紙芝居を使って立憲主義や民主主義の解説を三分するという猛者もいます。

憲

法カフェもあすわか発信の一つです。お茶菓子をおいしくしながら、参加者同士でおしゃべりも交えつつ気軽に憲法について学ぶというスタイルは、多くのメディアでも取り上げられ、今では全国津々浦々で実施されるようになりました。あすわかには、『憲法カフェようこそ』という本も出版し、現在Part3まで出ています。

特定秘密保護法や安保法制、共謀罪など時宜に応じていち早くチラシを作成したり声明を発表したりしてきましたが、日常的な情報発信はSNSを通じて行っています。二年前にはHPを改訂し、各界の著名人から応援メッセージをいただいていますので、お時間のあるときに一度覗いてみて下さい。

あ

すわかグッズもあすわか発信の一つです。お茶菓子をおいしくしながら、参加者同士でおしゃべりも交えつつ気軽に憲法について学ぶというスタイルは、多くのメディアでも取り上げられ、今では全国津々浦々で実施されるようになりました。あすわかには、『憲法カフェようこそ』という本も出版し、現在Part3まで出ています。

です。条文ごとに大島さんのイラストと分かりやすい解説が記載されたカードが二七枚あり、それを参加者に引いて読んでもらいます。小さい子どもからお年寄りまで誰でも楽しめますし、各条文についてプチ解説を入れれば、それだけで憲法カフェができてしまいます。

最近製作したのが憲法ボードゲームです。舞台は憲法が無くなってしまった日本。憲法がないために各都市に次々と不幸が訪れます。そこで、プレーヤーが協力し合って各都市に憲法バリアを張り、日本が減びるのを防ぐというゲームです。ゲームバランスが絶妙で、やり始めると夢中になること請け合いです。

いずれのグッズも、楽しみながら憲法を身近に感じてもらうことがポイントです。あすわかでは、次なるグッズとして憲法カルタを考案中です



1 成功カード

常任委員会での体験会で、若手からベテランまでが一つのテーブルを囲み、ゲームを楽しみました(写真上)。都市が不幸から守られた証の成功カード(写真左)。「大勢が参加できた」「盛り上がった」などの感想が寄せられ、お土産に購入する方もいて、好評でした。

自由に対する攻撃、格差の拡大、ジェンダー・ギャップ指数の更なる後退、環境破壊、天皇礼賛などなど、憲法にまつわる情勢は深刻の度合いを増しているように感じます。こうした時だからこそ、腰を据えて憲法の大切さを多くの人に伝える必要があります。五二期以降でまだあすわかに入入されていない方は是非私たちと一緒に

ので、乞うご期待。

あ

すわか活動を始めて、私自身、講師として招かれることが随分増えました。多い年だと月四、五回ペースで講師を務めたこともあり。しかし、昨年一年間は講師依頼が激減しました。月一、二回しか話せていません。他の人からも、同じような状況だという話をよく聞きます(権力をライオン、檻を憲法に例えたわかりやすい憲法講演で人気の棟(はんど)大樹弁護士は別

ですが)。

憲法審査会がほとんど動かないまま二〇二〇年を迎えました。安倍首相をはじめとして自民党内部では改憲の機運を高めようと執念を燃やしているようですが、憲法改正の議論がメディアで取り上げられることがあまりないこともあり、世間的には憲法を学ぼうという雰囲気広がっていないのが現状ではないでしょうか。

楽しく憲法を広める活動に取り組みましょう。会費はありませんので、私宛(morotomi@shimin.jp)にメールをいただければすぐに会員MLへの登録手続を取らせていただきます。安倍首相は、「二〇二〇年を新しい憲法が施行される年にしたい」と言いました。こうした安倍首相の目論見を打ち砕いて、二〇二〇年を現行憲法が輝く年にしたいですね。

◆あすわか入会申し込み先

morotomi@shimin.biz

◆憲法ボードゲームについて

- ・対象年齢：大人／小学校三年生程度
- ・プレイ人数：三～四人(五人でも成立しますが、プレイ時間が延びます)
- ・プレイ時間：六〇分～九〇分
- ※簡易版：二〇～四〇分
- ・価格一セット三八〇〇円(消費税別)
- ・送料は別途一セットにつき五二〇円かかります。

〈お申込み〉

asuwakaosakaka@gmail.com
もしくはウェブサイト
の注文フォームより(注文下さい)。



シリーズ

誰のためのオリンピック？

②

晴海選手村土地投げ売り住民訴訟

東京 淵脇みどり

一 はじめに

二〇一六(平成二八)年二月、東京都は晴海選手村用地(二三・四ha)を相場の一割弱(二㎡あたり九六七〇〇円)の二九億六〇〇〇万円円で特定建築者(三井不動産レジデンシャル代表の二社の共同企業体)に売却した。この問題を巡り、二〇一七(平成二九)年五月、住民監査請求を起し、同年八月には都民三三名が住民訴訟を提訴し、東京地方裁判所で審理中である。

二 金額の不当性

(1) 価格の正当性の根拠

本件の住民訴訟で、重要なのは、東京都民の重要な資産である本件敷地の価格が、周辺の時価の一〇分の一以下の廉価で不当に売却されたという点である。これに対し、被告東京都が、この価格の正当性の根拠とする資料は唯一、日本不動産研究所作成の「調査報告書」だけである。

(2) 正式な不動産鑑定価格は二六二億一八〇〇万円

原告らは訴訟では、正式かつ詳細な不動産鑑定作業を行い、正式な鑑定価格は二六二億一八〇〇万円と主張した。これに対し被告東京都は、「原告の鑑定はオリンピック要因を反映させていない。本件土地は鑑定評価基準に則ることができない。」と反論した。

(3) オリンピック要因を反映させた価格

被告が主張するオリンピック要因とは、土地取得時から、販売時まで長期期間を要すること等で、それを理由に、投下した資本を回収するのに時間がかかることからの「開発法」によると主張していた。しかし、本件敷地の譲渡契約書によると、不動産取得時には、「保証金」として不動産価格の一〇%、建物竣工時に九〇%を支払うという約定であるのを、「土地の価格全額を先行して支払う(資本を投下するもの)」として計算する開発法の手法を用いていることは、価格を不当に安くするためのごまかしであった。オリンピック要因を反映させた金額は、一六五三億二〇〇万円であった。実際の売却額(二九億六〇〇〇万円)との差額はなんと二五三億六二〇〇万円にも上る。

三 不当価格による売却を可能にしたからくり

(1) 問題の本質

この問題の本質はまさに、特定建築者一社の巨大共同企業体と東京都の癒着である。

特定建築者は、三井不動産レジデンシャル、エヌ・ティ・ティ都市開発、新日鉄興和不動産、住友商事、住友不動産、大和ハウス工業、東急不動産、東京建物、野村不動産、三井不動産、三菱地所レジデンスである。

(2) 再開発制度の濫用による地方公共団体の 財産売却の法規制の脱法、違法

本件敷地は、単一主権者である東京都が、個人施行としての再開発事業施行者となり、東京都知事が認可権者として認可して一人三役をこなすという異常な事業形態がとられている。その目的は、都市再開発法一〇八条二項の、「施行者が地方公共団体の時は、管理処分に対する地方公共団体の財産の管理処分に関する法令の規定は適用しない」という規定を悪用して、東京都価格審議会条例に定める審議会や、地方自治法に定める都議会での審議手続きを、一切とらなまま、都民に全く秘密裏に廉価売却を実行するためである。

この点は、住民監査請求に対する監査委員の報告書でも、「本件土地を巡る一連の手続きが、中立的かつ公正な監視や牽制の下で行われな」との懸念を生む状況が生じた。」と指摘している。

四 東京都のかかる脱法目的を裏付ける 証拠がある

東京都は、東京オリンピックの招致が決定した二〇二二(平成二五)年九月には、すでに、選手村開発の手法についての、パシフィックコンサルタンツ(株)が作成した「選手村開発方針検討支援業務報告書」を入手している。この文書は、選手村開発の事業手法について、直接の土地譲渡方式によると、

「都の財産価格審議会に基づき価格設定をする必要がある」ことを回避する手法として「都による個人施行」としての第一種市街地再開発事業を提案して

いる。そしてそこで示された土地価格は、「二㎡あたり、八万八〇〇〇円、全体で二〇億円」という異常な安価である。しかも、官製談合との批判を回避するために、多数の大企業を二つの共同企業体として、「競争原理を侵害したり、仕事の配分を協議するものではない」という外形を整えた上で、特定建築者決定前に十分に土地価格などの事前協議をするべきであることも指示している。これは、まさに巨大な官製談合の脱法シナリオに他ならない。

東京都は、官製談合については証拠がないとして否定しているが、しかし、特定建築者公募に先立って、二〇一五(平成二七)年一月に、事業協力者を募集しているのが、事業協力者との協議を通じて、綿密な官製談合が行われた。

原告は、東京都と事業協力者のこの事前協議の記録を情報開示請求したところ、東京都は、「既に廃棄しており開示できない。」と回答した。今はやりの公文書廃棄の答弁である。

五 小池知事が発表した「特定建築者 増収分二分の一追納合意」の持つ意味

二〇一九年七月二六日には、小池知事が、「最終的な住宅分譲販売収入が当初の想定を一%以上

回った場合、増収分の半額を特定建築者が東京都に追納することで合意した。」と発表し、各メディアが一斉に報道した。

小池都知事は、この問題は「土地の売り渡し価格の問題とは別のカテゴリ」として、逃げを打っているが、土地価格が適正なのであれば「事業者が儲けたら、追納する」ことは矛盾である。新聞報道によると、東京都幹部は「追納される」金額は一〇〇億円を超える可能性がある。」と言っているようだが、この数字に惑わされてはいけない。この土地の適正価格との差額は、前述の通り一五二三億円に上る。「土地代金の追納額一〇〇億円」と聞くと、確かにびつくりするような高額だが、土地の適正額との差額を考えると、「ゼロが一つ違う」桁違いに少ない金額で、この程度のごまかしでお茶を濁すことができる話ではない。原告団は、二〇一九年九月二三日に、この問題についての見解を発表した。

その要旨は、「①実際に特定建築者の収益が確定するのは、六〜七年先の事で、追加払いがゼロになる可能性もある。②何を根拠に「増収分半」なのか、不明である。③なぜ、この発表を急いだのか、世論・住民訴訟対策、来夏の五輪、都知事選対策である。引き続き譲渡価格が適正な評価を踏まえたものとなるように、原告団は頑張る決意である。」である。

理念と大きくかけ離れた 法曹養成システムの実態

東京
倉重
都

1 予備試験の趣旨から見た 著しい不公平

新しい法曹養成制度は、司法制度改革の目玉の一つで、様々な経験を積んだ多様な人材を法曹界に呼び込むこと、そして、司法修習の期間とカリキュラムを大幅に削り、その代替としての役割を法科大学院に担わせることにし、法曹になる全ての者に法科大学院を必ずしも経由させる、というものであった。もともと、「多様な人材」に来て欲しい観点から、仕事や家庭（育児含む）の都合でどうしても三年間もの長い時間を法科大学院に費やすことが不可能だったり、法科大学院は多額の費用がかかることから、経済的な事情でどうしても法

科大学院に行けないという、ごくごく限られた特別な事情を抱えている人達のために、あくまで例外的に設定されたのが予備試験ルールである。しかし、蓋をあけてみれば、予備試験に合格するのは、全く想定外の層の者が圧倒的多数となった。予備試験の実際の合格者の多くは、現役の大学生（二歳前後）または、現役の法科大学院生（三歳前後）などである。私は大きな憤りを感じている。予備試験自体、司法試験と変わらなくらい難しい。そのため、予備試験に合格する程度の知識を得るためには、膨大な時間が必要である。法律の勉強に専念できる膨大な時間を（ほとんどが親のスネをかじって）いとも簡単に手にしている学生層と、自立して現に社会で忙しか色々な経験を積んではいるが、なかなか法

律の勉強のためのまとまった時間は確保できない「多様な人材」層が、予備試験合格の小さなパイを取り合うのである。不公平極まりない。特に、法科大学院に通いながら予備試験を受けるのは、脱法行為と言えるくらい、その制度趣旨に大きく反し、不公平かつ不正である。何度も言うが、予備試験は、法科大学院に行ける余裕がない人のために設定されたのである。私は、法科大学院制度と並行して予備試験制度を維持するのであれば、予備試験は現役大学生や現役法科大学院生の受験を禁止すること、そして、様々な経験を積んだ「多様な人材」性の客観的担保として、受験資格を少なくとも二五歳以上などと一定の制限を設けるべきだと考える。

2 法科大学院制度の理想は 『絵に描いた餅』

司法研修所の修習を大幅にカットし、その代替先としての役割を担うという建前で鳴り物入りで作られた法科大学院だったが、残念ながら、その理想とは程遠いものである。当初予定していたような、前期修習と同質同程度のカリキュラムを学生に提供できている法科大学院はゼロであろう。しかし、それは、そ

ロースクールの実情と 法曹養成

そもそも司法試験に合格しないと司法修習を受けれないのであるから、法科大学院在学中は、司法試験に合格すること「だけ」を目指した勉強になるのはいたしかたないことである。そのため、以下は、司法試験合格に向けた教育機関としての観点から見た法科大学院の実情を述べる。

まず、法科大学院の教員の中で、司法試験の論文試験の問題を、一切の資料の閲覧無しで実際にストップウォッチで時間を測り、ヨードンと二時間で書いて、その年の合格点を獲得できる教員がいったい何人いるだろうか？ご自身が教えている専門科目であっても、私は、合格点が取れる教員はかなり少数なのではないかと思う。いや、そもそも、受験生と同じ条件で、実際にご自身で答案を手書きで書いたことがある教員も少ない。これを読ん

でいる法曹諸先輩の方で、法科大学院の教員をされている方も多と思うが、実際に、前記のようなことをした方はいらっしやるだろうか？ ぜひ聞いてみたいものがある。多くは、時間無制限、かつ、たくさん資料を見放題で（ふんぞりかえって）司法試験の問題を分析しているのではないだろ

うか。もちろん、問題の意図や、求められていることを把握し、問われていることをほぼ完璧に網羅した模範答案の作成や、受験生に解説するための分析は重要であるし、そのために教員がいるのである。しかし、少なくともその年の問題を初めて見る際は、受験生と同じ条件の下で手書きで答案を作成していただきたい。そうでなければ、ご自身が教えている受験生の目線に立った指導なんて到底できるわけがない。

また、私が常日頃から疑問だったのは、司法試験合格のための法科大学院であるというのに、その司法試験を合格どころか受験すらしたことがない教員が教えていることである。これは言うなれば、自動車免許をとろうと教習所に通ったら、なんと、免許がないどころか車を運転したことがない者が指導しているのと同じである。危険極まりなく、かなり不可解であることを理解していただきたい。いったいどういうことだろうか。法科大学院の教員というのも「ポスト」であり、司法試験受験の指導能力がない者にもその「ポスト」を与えなければならぬ学内学外政治が大きく働いているとすれば、高い学費を払って大事な時間を使って法曹になることに夢を膨らませていく学生にとっては悲劇である。

3 フォロー

批判ばかりしてきたが、法科大学院の良い点も書かないとバランスが悪くなるので述べておく。私は、いわゆる大企業（自分で言うか？）の給料も良く安定したサラリーマンを辞めて法科大学院に入り、運よく司法試験に合格できた。その観点から言うと、予備試験と異なり、背水の陣となるため、何が何でも弁護士になりたい者にとっては、予備試験より法科大学院に入ってしまったほうが、もう後がないことから覚悟ができる。仕事をしながら予備試験に合格するのはやはりスーパーマンであり、私は凡人であるため、思い切って法科大学院に入らなかつたら、いまでも、弁護士になる夢を見ながら、まだサラリーマンをしていたと思う。そして、一生、弁護士になれなかつたと考える。この点が、私にとっての法科大学院の最大のメリットであった。これはフォローになっっているだろうか。なっていないように思う。

シリーズ
憲法を知るための

12冊

清水雅彦著『9条改憲48の論点』

東京 大山 勇一



『9条改憲48の論点』

二〇一九年一月発行

著者：清水雅彦

出版社：高文研

定価：二二〇〇円＋税

A5判・二〇頁

今

月から新シリーズ「憲法を知るための一二冊」が始まる。第一回は清水雅彦教授の新著を取り上げたい。清水教授といえば、二〇年近く前のことになるが、軍隊を捨てた国コスタリカをテーマにした学習会の合宿を伊豆で行った時に、大型のバイクに乗って細身のバイクスーツ姿で颯爽と現れたことを思い出す。私の想像力の欠如のため、当時は憲法研究者とバイクという取り合わせを意外に思ってしまった。その清水教授は当時から一貫して憲法改悪とたたかってきた。

安倍首相は、二〇二〇年の年頭所感において、自身の自民党総裁任期である二〇二一年九月までに改憲を成し遂げるという強い意欲を示した。「安倍改憲NO! 三〇〇〇万人署名」など市民の運動の成果により改憲スケジュールを遅らせることができたとはいえ、全く油断はできない。

こうした改憲阻止の運動を下支えしてきたの

が、憲法に関する基礎的な学習であったのは間違

いない。本書の著者であり、青法協の会員である

清水教授は、大学での研究・教育に加えて、安倍

改憲に対峙する市民運動の中心を担いつつ、全国

各所で毎年四〇から六〇回の憲法講演を重ねてき

た。本書には市民から寄せられた疑問への回答が

凝縮されている。安保法制（戦争法）の具体的な

内容から秘密保護法、立憲的改憲論の問題点ま

で網羅的に触れられており、改憲論議の本丸とも

いえる憲法九条に関して基礎を独学するのに最適

なテキストであるし、また講師役を務めることの

多い青法協の会員にとって重宝する一冊でもある。

二〇一七年に打ち出された「自衛隊明記論」への批

判のみならず、二〇二二年の自民党改憲案や二〇

一五年のガイドライン再改定についても触れられ

ているため、九条をめぐる政府・自民党のたくら

みをより深く理解することができ、こうした点が

本書の第一の魅力となっている。

そ

して第二の魅力は、諸所にちりばめられた清水教授の「個性」である。本文に付記され

た二二のコラムの中で、『あたらしい憲法のはなし』

（二九四七年）へ疑問を提起したり、安倍改憲によ

って徴兵制が合憲化されるとの意見へ懐疑を示し

たりしている点などが好例である。こうした記述

が読者に立ち止まって考えさせる材料となる。学

習活動の重要性を説く著者は、本書において安倍

改憲に反対する市民の間でも意見が分かれるテ

ーマも踏み込んで記述することにより市民どうし

で議論を交わすことを期待しているのであろう。

さ

らに本書の第三の魅力は、具体的な行動提

起がなされている点にある。清水教授は、

学習とともに、「志を同じくする団体への取組」に

関わることを呼びかけている。そして、これまで

の運動には労働組合の大同団結に課題があると指



プチ贅沢があなたの未来を豊かにする

～平日に地元のホテルに泊まって心身のリフレッシュを～

新年おめでとございます。楽しい一年にしたいですね。これが配布される頃は一月も下旬ですが、年頭らしいお話を。

みなさん、ほとんどの人が忙しく仕事に追われる毎日を過ごしておられると思います。私も、登録二、三年目になると、目の前のことをやるだけの全く余裕のない生活で、これまでを振り返るところか、自分の将来や弁護士としての目標に想いを馳せたり、好きな本を読めない毎日が続いていました。そんなとき、一石三鳥のグッドアイデアを思いつきました。それは「平日に地元のシティホテルに泊まること」です。

摘し、市民が「労組の」共闘に向けて時に接着剤としての役割」を担うことが必要だと述べる。青法協の弁護士会員は職能を通じて労働組合と関わる機会が多いことから、清水教授は青法協の会員

に対しても「接着剤」としての役割を求めていると受け止めた。

二〇二〇年は衆議院選挙が行われると報じられている。今年こそ、本著で学んだ知識を

私たちは全国会議ではよくホテルに泊まりますが、懇親会・二次会でほぼ寝るだけです。せつかく結構なお金も払っているのに、ゆっくりしたいなあという気持ちもありました。また、地元のホテルなど泊まる機会は全くありません。一方、私達が日々全力で集中して仕事をするには、オンとオフ、特にオフの気分転換が重要です。

そこで、私は地元名古屋の一流ホテルに、価格も安い平日に一人で泊まることにしました。それも、好きな本数冊、ノート(今ならノートパソコン)、音楽プレーヤー(今ならipod)を持って。これは楽しいです。ホテルライフを満喫するために出来るだけ早めにチェックインします。何をするか。一流ホテルですので部屋も広く眺めも良いです。ベッドに大の字になりリラックスするなど部屋を堪能したり、ホテルのレストランなど館内を散歩します。とても新鮮です。その後、本を読んだり、音楽を聴いたり、また夜になればホテルのレストランや近くでちょっといいものを食べます。

生かして立憲野党勝利、政権交代の年としたい。そのため、すべての青法協会員も奮闘するであろうが、清水教授も趣味であるバイクツーリングを存分に楽しむのはまだ先になるかもしれない。

そして、夜は自分の振り返りの時間です。走り続けている日々を振り返り、今後の自分の人生に想いを馳せるのです。電話もない記録もない、静寂な時を過ごします。そこで浮かんできたものは、きつとあなたの人生に必要なものとなります(思いついたものはノートに書き出しましょう)。静寂の時にまさに直感が閃くからです。そして、寝る前には外の夜景を見たり、ホテルのバーに行くのもよいでしょう。朝もゆっくりして直接事務所に出勤です。二〜三万円かかりますが、とてもリフレッシュできます。

効果を感じて一か月に一回行こうと決めれば、その日までがんばろうという気になります。また、応用編として、①次は違うホテルにする、②同じ部屋に二泊する(二泊の数倍ゆっくり出来る)、③家族と地元のホテルのプチスイートルームに二泊する(数人の交通費を考えれば県外の温泉に行くのと費用的に変わりません)、というのがあります(全て実践しました)。

(青法協弁学会合同部会議長 北村 栄)

9月7日 第2回常任委員会 特別講演

〈編集：都築さやか(あいち)〉

次世代の法律家に語りたいこと②

東京 梓澤 和幸

4 人権や憲法擁護に取り組むということと事務所の経営を支えること

そんなにいい収入を上げているほうの弁護士と自己評価はしていないので、あまり語れませんが、これまでの経験で言えることは、人がやらないような事件をやってきたということですね。

考えてみますと、顧問になっていたり、大きな事件を継続的にやっている依頼者は、私がいま紹介してきたような事件の弁護人だということを知って、「こんな難しいことをやっている人は、私が今持っている案件もちゃんとやってくれるのだから」ということで依頼したという人がいました。

それから、著名な民法の教授にこんな言葉をかけられたことがあります。ある住民運動の事件で意見書をお願いするにお会いしたときのことでした。「梓澤さん、この頃どうしてる」「いや、なかなかね、駄目ですね、人権関係ばかり多くて、この住民運動の事件も大変でしたね」「いや、違うんだよ、梓澤さん、それがあなたのブランドなんだよ」と言われましたね。「そういうのをやっている人はあまりいないから」と。そうかなとも思いますが、その代わり、その種の事件に一生けんめいに取り組むことが大事だと思います。

5 ダニエル・エルズバーク

『国家機密と良心 わたしはなぜペンタゴン情報を暴露したか』

(岩波ブックレット)

この本のことだけは是非紹介しておきたいと思います。ベトナム戦争というのは皆さんにとって歴史上の戦争でしょう。ベトナムで三〇〇万人のベトナム人が亡くなっていて、アメリカ兵士が五万人、韓国の兵士が八四九五五人。

ベトナムでは、トンキン湾事件というできごとがありました。一九六四年八月、二回、北ベトナム側がアメリカの軍艦に砲撃を仕掛けたということとをきっかけに、北ベトナムへの爆撃を本格的に展開したとされていた。一九七二年になって、ダニエル・エルズバークが暴露してはじめて、北ベトナムの攻撃は嘘だとわかったのです。トンキン湾事件の三か月前に、アメリカの米統合参謀本部と国務省の政府高官がハワイに集まっていた。そこでは、こういう砲撃があったことにして、こういう宣伝をする。そして、議会でこのような議決をする、というシナリオが作られました。すなわち、「ベトナム側から砲撃があったので、上院と下院で大統領に、この戦争を勝ち抜く全ての戦争権

限を与える」という決議文とシナリオがトンキン湾事件の三か月前に出来上がっている。そういうことが政府文書(米国防総省秘密報告書(ペンタゴン・ペーパーズ))の中に書かれていたことを告発したわけだ。

ダニエル・エルズバークは政府高官だったので、ペンタゴン・ペーパーズを新聞に告発し逮捕された当時、国家機密漏洩罪によれば一〇年、それから、いろいろ重なっていけば死刑もあり得るという中で、逮捕後起訴前保釈された際の記者会見で「あなたは後悔していませんか」と質問され、「私が懲役一〇年。でも、戦争がそれで終わって、ベトナムとアメリカの人たちが助かるのなら、安いもんじゃないか」と言って、「いいぞ、その通りだ、ダン」というかけ声と拍手がたくさん記者の中からおこったのですね(『政府対新聞』田中豊・中公新書)。

私は、この人の話を聞いてみたいと思って、日本に呼ぼうと思ったのですが、それはうまくいわず、結局インタビュグループをエルズバーク氏の住むアメリカ西海岸にまで送ってまとめたのがこの本です。

なぜこの本を出したかという、今の日本で、^{そんな}程度の空気がまんえんしている日本で、この勇氣に学んで自分の中にあるこのためらいを、メデイ

アの中にあるどんよりした空気を突き破らなければいけないのではないかとというメッセージを届けたい。ですから一人でも関心を持ってくださると幸いです。

6 法廷の弁論で心がけていること

『ストライカーの『弁護の技術』

(古賀正義訳、青甲社刊)

それから、法廷の弁論の中で心掛けていることは、口頭主義、直接主義を貫くことです。民事事件で準備書面の交換がありますが、そのときに、裁判官に一言言うこと。相手が欠席しているときは余計にチャンスです。だから、相手が擬制陳述するときにはチャンス。裁判官にこの事件のポイント、これを、ふつと言う。そうすると、裁判官は何か言うのです。あるいは無言で、無視するかもしれない。でも、それで裁判官でも、何か考えていることが伝わるわけ。こちらもそこで場を作るわけです。

ある名誉毀損訴訟事件で若手の弁護士の経験に私も学びました。三〇秒で法廷を支配すると。

私はその事件で、五分間の陳述を弁護団の中で命じられてやりました。そのときに、パワハラが下部に連鎖してゆく組織の犠牲となった当事者の

声がこの法廷を支配するというつもりになって、私はその五分間の陳述を準備しました。皆さんもそうでしょうが、講演や弁論をやって、良かったときは必ず一人からは声が掛かる。誰も声を掛けてくれないときは、その日は失敗だ。やはりその場を支配するつもりで弁論に当たる。普通の民事の弁論でも二言必ず、準備書面の交換のときでも、今日のポイントというのがあらし、見つける。

アメリカの本でロイド・P・ストライカーの『弁護の技術』(青甲社)という本があります。これは、最初は日本評論社から出ていて、訳した人が古賀正義という有名な弁護士です。ここにあるのは一見負け込んでいる事件も、最後の弁論で勝つことがあるぞということを、このストライカーは一九七〇年代に書きました。この頃弁護士が弁論の力を軽んじている、アメリカの方でもそうなので、よね。字に頼る人もいますが字ではなくて、今こうやって話しているように、その人の肉体を通して出てくる声によって、表情によって相手を交えることができるはずだ。それは裁判官をも変えられるはずだと。私は口頭弁論をそのような力をもつものだと書いています。このことを一つご紹介しておきたいと思います。

関心がある方は、目を通してください。

7 結び

〜 Compassion (共感) といふ言葉 と法律家の職業的使命

「共感」という言葉についてお話しして、結びにしたいと思います。

修習生でラテン語に詳しい人が、コンパッションという言葉はラテン語からきているということをお話してくれました。cum passio と言うのです。

「cum」というのは共に、「passio」というのは十字架の上にあるキリストの苦しみに思いを寄せる。「cum passio」、つまり、否定的な情熱なのです。ある苦難にある人に向けて、その人と共に体を揺らすと、そのことが情熱を生む。それがコンパッションだということです。

最近もいくつか命に関わるような事件をやっております。そのときに武器になるのは、「共感」ですね。共感が相手に伝わったとき、相手は力を得る。それは目で分かります。ありがとうございました、と言って帰って行きます。

最後に、レジュメに法律家の職業的使命はあると書きました。

法律家、弁護士でなければできない救援。それは、いわゆる人権事件に限りません。普通の事件

でも同じです。こちらが共感の力を持つときに相手は力を得る。そして、できれば助ける。助けられないとしても、難しい事件と一緒にその人と共感しながら、その人生を二年か、三年を一緒に歩む、これが弁護士という仕事の職業的使命、有り難い使命ではないだろうかと思えます。以上で、終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(質疑応答)

○最近の日韓関係の問題についても何か考えていることがあれば教えてください。

○梓澤 政府対政府というのは、やはりナショナリズムという国別対抗みたいなところがあるので、そうではなくて、民間の知り合いの中でお互いを語り合っていくということが大事ではないかと思つて、自分もやろうと思つています。

それから、嫌韓感情というのは何からきているかという点、旧植民地宗主国の差別感情からきている。一九一〇年の日韓併合条約以来、一体日本が何をしてきたのかというのをきちんと知りながら、そして、韓国の人たちと行き来しながら、普通の民間交流もお聞きしながら私はやっていく。調子に乗って、騒いでいる人たちをも乗り越える力を必ず持つていると思えます。

○先生が事件を取り組むきっかけ、どういったところからこの事件に出会っているのかを教えてください。できればと思えます。

○梓澤 先ほどの一番最初の差止め事件は、まさに青法協です。青法協の人権研究会で、犯罪報道によって実名が報道されるとどういう被害がその被告人、被疑者の周辺に起こるかという実態調査をやつて、それを発表したのです。朝日新聞に大きく載つたので、それで、自分もこういう目に遭つているということを電話を掛けてきてくれた人がかなりいました。

それから、金景錫(キム・ギョンソク)さんの事件は、韓国に行き来していることを私がどこかに書いていて、この金景錫事件をやってくれる弁護士があつちに行つてもやってくれない、こつちに行つてもやってくれない、それで、最後に、もう、あなたしかいないというように逃げ場がない感じで頼まれてやりました。

それから、『石に泳ぐ魚』事件も、そういうつながりの中で、夜中の二時に自宅の電話が鳴つて、そこから始まったということです。だから、やはりそういう気持ちを持つて動き回っていると、向こうからやってくるというように、それはさがしまわるわけではなくて、向こうからやってくるという感じですよ。(おわり)

五〇年前の「司法の危機」を知り、現在の危機を乗り越える

東京 大山 勇一

一 開催の趣旨

二〇一九年一月三日に当部会と他の三団体（日本民主法律家協会、自由法曹団、全司法労働組合）の共催で、東京・永田町の全国町村会館にて、第五〇回目となる司法制度研究会が開催されました。かつての司法反動の嵐が吹き荒れた一九六九年から五〇年という節目の年に相応しいものにしようと、これまで日民協単独での開催でしたが、今年は当部会も主催に加わり四月から準備を進めてきました。

二 当日の講演内容

(1) まずは新井章弁護士が「長沼事件から五〇年・我々はいま、何をすべきか」と題する基調報告を行いました。五〇年前といえば、北海道・長

沼ナイキ訴訟において平賀健太札幌地裁所長が福島重雄裁判長へ圧力をかけた平賀書簡事件の年です。裁判をたたかった市民と弁護士は、一九七三年に画期的な「自衛隊違憲」の判決を勝ち取りますが、その一方で、このころからすでに政治権力や最高裁が自衛隊の違憲性や憲法九条の解釈に対して露骨な干渉を行い裁判官の独立を脅かしていました。担当裁判官の入れ替えや憲法判断の回避などはこの長沼事件のころから現在まで続いており、これをどのように打破すべきかが課題だと指摘しました。

(2) 次に、鷺野忠雄弁護士が「司法の危機の時代―何があったのか」と題する特別報告を行いました。五〇年前から始まったいわゆる「ブルーパージ」（青法協加入の裁判官に対する排除）のさなか、事務局長を務めた鷺野弁護士は、平和や民主

主義、裁判の独立などは絶えず侵害の危機にさらされてきたが、絶えず監視と批判を怠らず社会の多数派を形成する努力を重ねなくてはならないことを強調し、市民運動や憲法訴訟で培った経験を若い世代に継承することが大切だと訴えました。

(3) 井戸謙一弁護士は「司法の可能性と限界と―司法に役割を果たさせるために」と題する基調報告を行いました。三二年の裁判官生活の中で心ある裁判官が憲法に忠実であろうとすればするほど疎外されてきた状況や、私的な学習会がほとんどなくなり部総括等が主催する「公的」なものによる統制が進んでいることなどが具体的に報告されました。かつては裁判官会議で若手判事がまとまって自由な発言を行い、ときには経験の浅い判事が部総括に選ばれることもあったとのことですが、こうした空気がいまは全くなくなったと言えます。こうした状況を改善するために、井戸弁護士は、孤独になりがちな裁判官との交流、最高裁への世論の圧力などの重要性を訴えました。

(4) 島田広弁護士は「岡口裁判官問題から考える裁判官の独立と市民的自由」と題する特別報告を行いました。島田弁護士は岡口基一裁判官のツイッター問題に取り組んだ動機について、自身が原発差止訴訟や戦後補償裁判に関わる中で、司法が人権救済の使命を放棄し、裁判所独自の「組織の論理」に閉じこもっている現状を放置すれば司



法に対する市民の信頼が失われてしまうという危機感からだ」と述べました。そして裁判官にも市民と同様の表現の自由が保障されるべきだと訴えました。

(5) 白取祐司神奈川大学教授は「刑事法の視点から最近の最高裁を批判する」と題する特別発言を行いました。鹿児島県・大崎での殺人事件の最高裁決定（二度の再審開始決定を取消し、再審請求棄却の自判で確定させた）にとどまらず、最高裁第一小法廷では、次々と一人の反対意見もなく再審請求棄却が続いているという報告がなされました。そのうえで、最高裁判事任命のプロセスを可視化することの重要性が指摘されました。

(6) 最後に、晴山一穂専修大学名誉教授は「問われる最高裁の思考様式―行政法の観点から」と題する特別発言を行いました。最高裁は、権力支配の根幹に関わる政治的事件については厳然と立法権・行政権に配慮を示す一方で、

直接影響のない問題については柔軟な姿勢を取ってきたこと、内閣は裁判官人事を通じて最高裁を統制してきたこと、とりわけ安倍政権になって弁護士枠の事実上の減少などこれまでの慣例を無視した動きが強まっていることなどを指摘しました。

(7) 今回の集会で明らかになったのは、五〇年前の司法の危機から一貫して、裁判所が予算と人事を握る政権に従属してきたこと、そして個々の裁判官の自由がますます失われている状況でした。それとともに、法律家が市民とともに権利獲得を目指してたたかってきた経緯と知恵を今後に引き継ぎ発展させていく重要性も確認することができました。特に、最高裁第一小法廷の問題点については、多くの方が関心を寄せています。この点について何か具体的な取り組みを行いたいとの意見が多く出ました。

(8) 集会の最後に、主催団体の紹介があり、当部会の北村栄議長が挨拶を行いました。北村議長は若手弁護士が置かれている経済的状況もある意味「危機」であること、それを突破する一方策としてクラウドファンディングの有効性を強調しました。

三 懇親会

集会終了後は、懇親会が開催され、日民協・司法制度委員会などで活躍されている戒能通厚早稲

田大学名誉教授や青法協への攻撃が激しかったことに議長をされた佐々木秀典弁護士、青法協裁判官部会に所属されていた元裁判官の花田政道弁護士など約四〇名が参加し交流しました。

四 今後

集会後にまとめの会議を行いました。そこでは、反省点として、若手弁護士や修習生らの参加がわずかであったこと、具体的な政策提言にまで至らなかったことなどがあげられ、今後の課題となりました。とはいえ、司法制度を正面に見据えて討議をする機会がなかなか設けられない中で、こうした研究討論の場は貴重です。来年以降も、当部会を含む四つの団体で行うこととし、すでに二〇二〇年一月四日（土）午後開催することを予定しております。

各講演者の発言の詳細については「法と民主主義」一月号に掲載されておりますので、ぜひこちらもご参照ください。

〈問い合わせ先〉

日本民主法律家協会

TEL: 〇三(五三六七) 五四三〇

FAX: 〇三(五三六七) 五四三二

メール: info@jdlc.jp

〈司法制度研究会に参加しての感想〉

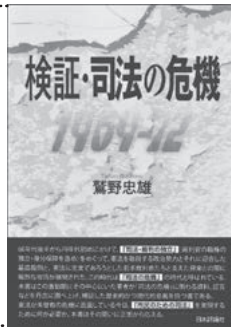
鷲野忠雄弁護士の特報をお聞きして

東京 辻田 航

1 報告はまず、「司法権の独立というのは絵に描いた餅であり、幻想にしか過ぎないのではないかとこの確信を持つようになった」という刺激的な発言から始まりました。

鷲野先生は、一九六五年から三年間、青法協の事務局長を務められ、一九七六年から二年間は日民協の事務局長を、その後約二〇年間は「司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議」の事務局長を歴任されました。そのため「司法の危機」と呼ばれる時代に、司法問題に関する多くの情報や資料に接することができたとのこと。

その後、四年前に『検証・司法の危機』（日本評論社）という書籍を執筆するために情報を整理・分析する中で、前記のような「確信」に至ったそうです。そして、長沼事件に関連する平賀書簡事件について、国会の裁判官訴追委員会（余談ですが、現在、岡口基一判事が審議されている委員



日本評論社
二〇一五年三月発刊
定価・税込二四二〇円

会です）の議事録を引用しながら、事実関係を説明されました。

2 日本評論社
二〇一五年三月発刊
定価・税込二四二〇円
なお、なぜ訴追委員会というのと、当時、裁判官訴追委員会には裁判干渉を行った平賀健太札幌地裁所長には弁護士会を含めて六〇〇名以上から訴追請求がありました。干渉を受けた福島重雄判事に対しては右翼など千数百名から訴追請求があり、両者とも訴追委員会に掛けられていたからです。

3 平賀所長は国会で、「（手紙が）全然効果がないのなら、あんな手紙は書きません。」「およそ国というものは嘘などつくものではないこ

とは常識的に考えればだれでもわかることです。これが裁判の独立の侵害だろうかということには、私、考えません。」と証言しました。このような司法の独立や三権分立という概念に対する無理解を晒す発言があったことに、私は驚かざるを得ませんでした。

4 一方、福島判事は国会で「憲法を守り、平和と民主主義を守る、そのための唯一の法律家団体（青法協）が右翼系統の新聞から平賀問題に関して中傷を加えられたからといって、へつぱり腰で逃げるようなことでは法律家は務まらないと思います。」と証言したとのこと。現代の青法協会員として、胸に刻んでおくべき言葉だと思います。

5 平賀書簡事件の後、一九七〇年から青法協裁判官会員の大量脱会が始まりますが、いち早く脱会した裁判官は、その後最高裁長官（町田顕元長官）や最高裁判事、高裁長官、内閣法制局長官など、多くの人が出世したそうです。

6 それに対し、脱会せずに残った裁判官は、ほとんどが左遷され、定年近くになってようやく地家裁の所長になる人がいる程度だったとのこと。

7 鷲野先生は、宮本判事補再任拒否事件に触れた上で、「何重にもおかしいことが重なって司法の危機というのが生まれてきた。これを解明することがいまだに大事なのではないか。」と、問題解明の必要性を訴えて報告を締めら

れました。

司研集会の後になりますが、カルロス・ゴーン氏の「逃亡」をきっかけとして、日本の司法制度・司法の独立が世界から注視されることになりました。

鷺野先生の述べられた通り、日本の司法制度の負の側面である「司法の危機」の問題解明が、今後重要になっていくように思います。

お知らせ

日本民主法律家協会・青法協弁学会合同部会共催

映画「日独裁判官物語」上映会を開催します

このたび映画「日独裁判官物語」がDVDにて復刻されました。この映画はドイツと日本の裁判所、裁判官の違いを対比し、日本の裁判官のあり方、とりわけ裁判官の市民的自由について問題を投げかける内容となっています。市民社会と強く繋がり、政治問題について積極的に発言し行動す

るドイツの裁判官の姿は、私たちに日本の司法の現状を考えさせるきっかけとなるでしょう。映画制作は一九九九年と二〇年以上も前ですが、今でも、いや今こそ観るべき映画だといえます。当日は、映画制作に関わった高見澤昭治弁護士にお話を伺います。

記

日時：二月二十五日(火) 一八時〜(予定)

会場：四谷地域センター11階 集会室2・3

*当日、DVDを販売いたします。

(問い合わせ先)

日本民主法律家協会

TEL：〇三(五三三七)五四三〇



青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

—弁学会合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替(手数料はご負担下さい) ●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ
定価2,500円(税込)

あいちトリエンナーレ「表現の不自由展・その後」への公権力の介入、補助金不交付決定に抗議する決議

1 あいちトリエンナーレ「表現の不自由展・その後」をめぐる事実経過

(1) 企画展の開催

二〇一九年八月一日に開幕した国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」では、「表現の不自由展・その後」と題する企画展が開催された。

同企画展では、日本軍「慰安婦」、天皇、憲法九条などをモチーフとする、二〇一五年の「表現の不自由展」で扱った芸術作品の「その後」に加え、同年以降、新たに公立美術館などで展示不許可になった作品を、展示不許可になった理由とともに展示した。

(2) 同企画展への妨害行為

しかし、日本軍「慰安婦」を題材にした少女像や昭和天皇の写真を使った作品などの展示が公表されると、テロ予告や脅迫を含むファックスや電話、メールが実行委員会や愛知県庁などに殺到した。中には、

「ガソリン携行缶を持ってお邪魔する」との京都アニメーション放火事件を彷彿とさせるファックスもあった。

(3) 首長ら公権力を担う者による介入

同企画展の開催直後から首長ら公権力を担う者が展示内容に介入する言動を行った。

河村たかし名古屋市長は八月二日、展示を視察した後、少女像の展示について「日本国民の心をふみにじるもの」「税金を使った場で展示すべきでない。」などと述べ大村愛知県知事に即時中止を求める公文書を送付した。同市長は、後述のとおり、再開された二〇月八日には、会場前で抗議の座り込みに参加するまでに至っている。

また、菅義偉官房長官は八月二日の記者会見で、芸術祭が文化庁の助成事業となっていることに言及し、「補助金交付の決定にあたっては、事実関係を確認し、精査して、適切に対応していきたい。」と発言した。

その他にも「税金投入してやるべき展示会ではなかった。表現の自由とはいえ、たんなる誹謗中傷的な作

品展示はふさわしくない。慰安婦はデマ」(八月二日、松井一郎大阪市長)、展示内容は「明らかに反日プロパガンダ」(同日、吉村洋文大阪府知事)、「表現の自由から逸脱しており、もし神奈川県で同じことがあったとしたら絶対に開催を認めない」(同日、黒岩祐治神奈川県知事)などと展示内容を批判する首長の発言が相次いだ。

(4) 妨害行為への対応と展示再開

前述の妨害行為を受けて、実行委員会は、参加者と職員の安全が確保できないとして、八月三日に、開催からわずか三日で同企画展の中止を決めた。

しかし、同企画展の中止決定に対して、展示作家、市民団体等からの抗議行動が展開されるとともに、あいちトリエンナーレ実行委員会(会長大村秀章愛知県知事、会長代行河村市長)に対して再開を求める仮処分が名古屋地裁に提起された。その後、九月三〇日、同手続において、再開を合意する和解が成立した。

そして、一〇月八日、「表現の不自由展・その後」の

展示は再開され、一〇月一四日の閉幕まで継続された。

2 同企画の中止・再開をめぐる問題点

(1) テロ・脅迫などを用いた表現の自由に対する妨害は許されない

かかる一連の経緯は、わが国の表現の自由のあり方に重大な問題を提起している。

すなわち、憲法二二条で保障される表現の自由は、自己の人格を形成・発展させる自己実現の価値を有するとともに、国民が政治的意思決定に関与する自己統治の価値をも有する、極めて重要な基本的人権である。とりわけ政治的表現の自由を保障することは重要である。

芸術作品も現実の社会や政治と無縁であるとは限らない。社会問題を取り上げたりあえて論争的な事柄を扱ったりした芸術作品に対しても表現の自由が保障されなければならないことは言うまでもない。

同企画展に対してなされたテロ予告や脅迫を含む電話、メール、ファックスは、表現活動に対する萎縮を引き起こし、表現行為の多様性を奪い、ひいては民主主義の前提となる社会の多様性を奪う行為であつて、決して許されないものである。

(2) 公権力による介入は許されない

また、前述のとおり、首長をはじめとする公権力を担う者による一連の発言は、政府批判の芸術活動を

検閲により弾圧する一方で、戦争礼賛の作品を推奨してきた戦前への反省のもとで憲法に規定された表現の自由の重要性への理解を全く欠いている。

公権力を担う者が、同企画の展示内容について「反日プロパガンダ」などと決めつけて批判するのは、特定の価値観を押し付ける表現の自由への介入行為であつて、決して容認することはできない。

(3) 補助金不交付決定は違法である

さらに、九月二六日、文化庁は、「来場者を含め展示会場の安全や事業の円滑な運営を脅かすような重大な事実を認識していたにもかかわらず、それらの事実を申告することなく採択の決定通知を受領した上、補助金交付申請書を提出し、その後の審査段階においても、文化庁から問合せを受けるまでこれらの事実を申告しなかったという「手続的の不備」を理由に、既に決定されていた約七八〇〇万円の補助金全額を不交付（支給決定撤回）とするという異例の決定をした。

文化庁自身もこのような手続的な理由で補助金不交付を決めた前例はないと認めていることや、菅官房長官の上記発言に鑑みても、「手続的の不備」なる理由は、不支給の口実であることは明らかである。このことは、文化庁の事業の外部審査委員を務める専門家が、抗議の意志を示すとして相次いで辞任したことにも容易に見て取れる。

このような不交付決定が許されるならば、今後、文化芸術事業の主権者は補助金支給を受けるために時の政府の意向を忖度することが予想され、表現の

自由に対する萎縮効果は計り知れない。また、恣意的な行政権の行使によって補助金の交付不交付を左右することは平等原則にも反する。

こうした中、大村愛知県知事が、一旦は卑劣な妨害に屈して展示中止を決断したものの、「表現の自由をまもる」という姿勢に基づき、「表現の不自由展、その後」の再開を決断し、河村名古屋市長の発言と行動を批判し、文化庁に対しても補助金の交付を求めている点は評価でき、多くの市民がこうした姿勢を後押しする必要がある。

3 公権力による芸術祭への介入、補助金不交付決定に抗議する

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、公権力による同企画展への介入発言や今回の補助金不交付決定に強く抗議し、決定された補助金を直ちに全額交付することを求める。

二〇一九年二月七日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第三回常任委員会

春の全国ミーティング(宮崎)のご案内

青法協弁済大同部会は、後記の要領で第四回拡大常任委員会(春の全国ミーティング・宮崎)を行います。特に七二期の新人は初めての常任委員会となるため、お誘い合わせの上、ふるってご参加下さい。

記

■ 日 時 二〇二〇年三月六日(金) 一三時～七時(土) 二二時半(予定)

■ 場 所 宮崎市内

■ 特別講演 「三・一一から九年の今、青法協会員としてなすべきことは何か」
講師：早川篤雄さん(避難者訴訟原告団長)

笹山尚人会員(東京支部・福島原発被害弁済団事務局長)

■ 特別報告 「事実を争う裁判員裁判にどう取り組むか」立証困難な嘱託殺人事件を経験して」
報告：吉川健司会員(北陸支部・福井県弁済士会会長)

■ 地元企画 「コンビニ店長の労働者性について」

報告：宮崎市内の現役のコンビニ店長・西田隆二会員

今後の日程

【常任委員会(全国ミーティング)】

*第4回(春)

2020年3月6日(金)～7日(土)

宮崎

【第51回定時総会】

2020年6月27日(土)～28日(日)

宮城県

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

2月18日(火)16時～ 青法協本部

【修習生委員会】

2月17日(月)11時～ 青法協本部

【広報委員会】

2月25日(火)18時～ 青法協本部

お知らせ

当部会も参加している改憲問題対策法律家6団体連絡会が12月19日、「自衛隊中東派遣の閣議決定に強く反対する法律家団体の緊急声明」を発表しました。詳しくは当部会のHPをご参照ください。

編集後記

▼二〇二〇年の暮が開けました。今年は、オリンピックが日本で開かれる年、スポーツの報道もずいぶん多くなりました。他方で、

世界における日本の在り方や取り組みが問われる年でもあります。平和問題、温暖化問題、人権問題、解決すべき問題が山積みです。いずれも地球規模での取り組みの必要性が増して来ています。▼個人的にも、私のクライアントには個人・法人を問わず、海外の方が多くなってきました。法制度は異なりますが、問題の根源や解決への方向性は国籍にかかわらず共通しているように感じます。相手と真摯に向き合い、理解し、よりよい解決を迎えるよう新たな年も精進を重ねたいと思います。▼みなさまにとって、今年も実り多い一年でありますように！ご健康で心躍ることの多い一年でありますように！

(磯部たな)